

中小商業活力向上事業

中小商業活力向上事業とは

◇商店街等が地域コミュニティの担い手として、少子化・高齢化等の社会課題に対応した集客力向上及び売上増加に効果のある事業を行う際に補助を受けることができる事業です。

対象となる方

◇商店街振興組合、商工会、商工会議所、特定非営利活動法人、商店街組織（法人化されていない任意団体の商店街）、民間事業者等

支援内容

商店街が地域コミュニティの担い手として、少子化・高齢化等の社会課題に対応した空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客力向上及び売上増加に効果のある商店街活性化事業を行う場合に支援。

社会課題に対応した補助事業であり、事業を実施した結果、補助事業実施前に比べ補助事業終了後において当該商店街等の集客力向上及び売上増加に効果が認められることが必要です。

【社会課題】

- ①少子化・高齢化、②安全・安心、③地域資源活用・農商工連携、④地域活性化
⑤創業・人材、⑥環境

補助率

- ・補助率 1/3・・・1つの社会課題に対応した事業
- ・補助率 1/2・・・複数の社会課題に対応した事業
- ・補助率 2/3・・・複数の社会課題に対応した事業のうち、地域商店街活性化法の認定を受けて実施する事業



補助額

上限1億円、下限100万円

〈お問合せ先〉 近畿経済産業局 流通サービス産業課 06-6966-6025